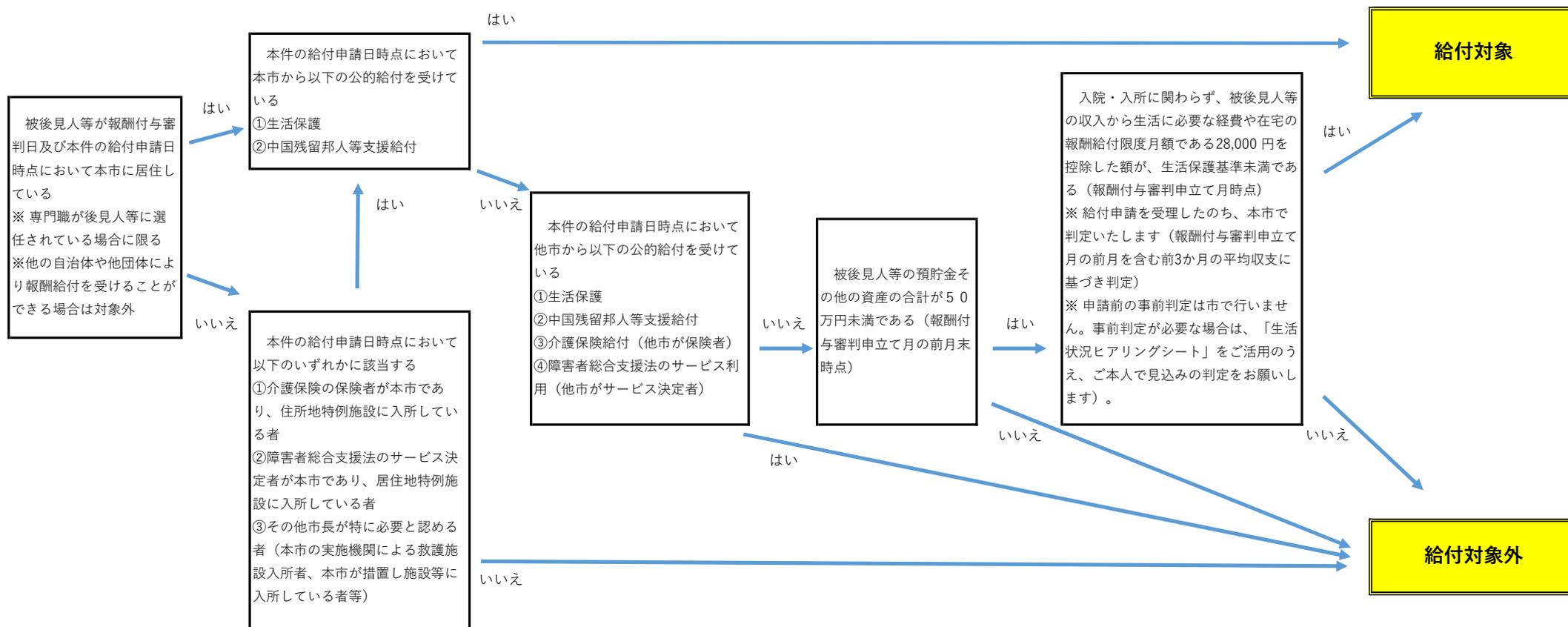


東大阪市成年後見制度利用支援事業
給付対象確認用フロー(報酬給付用)



※令和5年9月末までに市長申立て(東大阪市)により成年後見制度を利用開始となった方は経過措置に該当する可能性がありますので、各担当課に問い合わせください。

【問い合わせ先】

担当課	被後見人等の状態	連絡先	
地域福祉課	制度に関する問い合わせ	TEL:06-4309-3181	FAX: 06-4309-3815
地域包括ケア推進課	65歳以上の場合	TEL:06-4309-3013	FAX: 06-4309-3814
障害施策推進課	知的障害・身体障害の場合	TEL:06-4309-3183	FAX: 06-4309-3815
健康づくり課	精神疾患の場合	TEL:072-960-3802	FAX: 072-970-5821

※被後見人等が知的・身体障害・精神疾患等の状態にあり、過去に本市から報酬給付を受けた事がある場合は、被後見人等が65歳を超えても引き続き従前の担当課に相談をお願いします。